

令和4年3月24日 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会

日時 令和4年3月24日(木) 午後6時～午後7時40分

場所 大阪市中央こども相談センター5階研修室(ウェブ参加あり)

出席者 委員 : 別紙のとおり

事務局 : こども青少年局子育て支援部 青柳子育て支援部長、
こども家庭課(森川こども家庭課長、田中こども家庭課長代理、岸本こども家庭課担当係長、日野こども家庭課係員)

市側出席者 岸本中央こども相談センター所長、尾瀬中央こども相談センター相談支援担当課長、柏木中央こども相談センター一時保護所担当課長兼南部こども相談センター一時保護所担当課長、北部こども相談センター一時保護所担当課長

傍聴者 0名

○司会(田中課長代理)

ただいまから、令和3年度 第1回 大阪市児童福祉審議会 社会的養育専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理の田中でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

まず初めに、今期の社会的養育専門部会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。委嘱期間につきましては、令和3年12月1日～令和6年11月30日までとなりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

続きまして、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部の委員の方々はウェブ参加となっております。

お手元の資料2の名簿をご参照ください。

まず、関西学院大学 名誉教授 前橋 信和委員でございます。

続きまして、大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授 伊藤 嘉余子委員でございます。

続きまして、関西大学 人間健康学部 人間健康学科 准教授 福田 公教委員でございます。

続きまして、大阪弁護士会 子どもの権利委員会 弁護士 西村 英一郎委員でございます。

続きまして、一般社団法人 大阪市児童福祉施設連盟 会長 中西 裕委員でございます。

続きまして、前任の杉田委員に代わりまして、今回から新たに部会に参加いただきます、一般社団法人 大阪市児童福祉施設連盟 母子生活支援施設部会会長 竹内 一利委員でございます。

続きまして、大阪市里親会 会長 梅原 啓次委員でございます。

ウェブ参加の委員の皆様につきましては、映像と音声でご本人であることを確認させていただきました。また、委員全員のご出席をいただいておりますので、本部会が成立すること、及び決定した議事につきましても有効であることをご報告申し上げます。

続きまして、市側出席者を紹介させていただきます。

【市側出席者紹介】

（こども相談センター）

岸本中央こども相談センター所長、尾瀬中央こども相談センター相談支援担当課長、柏木中央こども相談センター一時保護所担当課長兼南部こども相談センター一時保護所担当課長、北部こども相談センター一時保護所担当課長

（市事務局）

青柳子育て支援部長、森川こども家庭課長、岸本こども家庭課担当係長、日野こども家庭課係員

それでは、会議に先立ちまして、こども青少年局子育て支援部長の青柳よりごあいさつを申し上げます。

○事務局（青柳部長）

こども青少年局子育て支援部長の青柳でございます。会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては公私何かとお忙しい中、大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また日頃は本市児童福祉行政、とりわけ、社会的養護施策の推進にご理解とご協力を賜っておりますことをこの場を借りて厚くお礼申し上げます。

昨年に引き続いての、この部会の開催となります。まず今年のこの時期には、現場でもコロナ対策、いろいろ創意工夫しながら努めていただきまして、こういった会議の開催におきましてもオンラインでありますとかいろいろ工夫してきまして、来年は多分大丈夫かなと思っていたのですが、今年もこういう形での開催となりました。

児童虐待への対応につきましては、近年、特に充実が図られているところですが、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数も非常に多く、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっております。

こういった状況の中、本市におきましては令和2年3月に策定いたしました「大阪市社会的養育推進計画」は、「家庭養育優先原則」のもと、里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化、及び多機能化・機能転換に向けた取り組みなどを進めることを方針として示しており、こういった方針を踏まえつつ、こどもの最善の利益を実現していきたいと考えております。

本市ならではの状況等を、どのような支援がこどもの最善の利益の実現に繋がるのかを念頭に置きつつ、社会的養護施策の充実に向けて一層取り組んで参りたいと考えておりますので、本日は、忌憚のない

ご意見、ご提言をいただきますようお願いいたしまして、簡単でございますが、私のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○司会（田中課長代理）

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

次第

【議事】

- 1 部会長の選出について
- 2 「大阪市社会的養育推進計画（令和２年度～令和１１年度）」の進捗状況について
- 3 その他

資料１ 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会運営規程

資料２ 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会委員名簿

資料３ 令和３年度「大阪市社会的養育推進計画（令和２年度～令和１１年度）」の進捗状況について

別紙１ 「こども家庭支援体制の構築等に向けた取組にかかる社会的養育推進計画と関わりが深い支援メニューについて」

別紙２ 施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組

別紙３ 施設の入所期間別の子ども数

資料４ 令和２年度分 都道府県社会的養育推進計画に基づく取組状況調査

抜けている資料はございませんでしょうか。

それでは、当部会の公開についてご説明します。

本部会は運営規程５．会議の公開に基づき、公開といたします。

また、審議会等の設置及び運営に関する指針におきまして、「会議の公開の決定をした審議会等は、個々の発言内容の要旨、発言者氏名まで記載された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。」とされておりますので、「会議録」として委員各位からの発言内容等につきまして、ホームページ上に掲載させていただきたいと考えております。委員の皆様方にはご理解をたまわれますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴者につきまして、本日はいらっしゃいません。

次に、本日の流れを簡単にご説明いたします。

今回の部会は、委員改選後初めての開催となりますので、まず部会長の選出を行います。

その後、「大阪市社会的養育推進計画（令和２年度～令和１１年度）」の進捗状況について事務局からご説明させていただき、その後、委員の皆様方から質疑をお願いいたします。

終了は１９：３０頃を予定しております。

それでは、議題 1 部会長の選出について進めてまいります。

今期の部会長につきまして、前期から引き続き、前橋委員にお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご異議ないようですので、引き続き、前橋委員に部会長をお願いしたいと存じます。

それでは、前橋部会長からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○部会長（前橋委員）

今、委員にご指名をいただきました。

皆様方のご協力を得て、議事が適切に進行いたしますよう、できるだけ頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議事を進めていきたいと思います。

議題の 2 ですが、大阪市社会的養育推進計画（令和 2 年度から令和 11 年度）の進捗状況について、この議題について事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（森川課長）

本日はオンライン併用での開催となりますので、もし声が聞き取りにくいことがありましたら、画面越しでも合図していただければと思いますので、よろしくお願いします。

本日は、大阪市社会的養育推進計画の進捗状況について、令和 2 年度の取り組み状況を中心に、ご報告をさせていただきます。

本計画は、令和 2 年度から令和 11 年度までを計画期間とするものとなり、最初の進捗状況ということになります。

この後資料にあります具体的な取り組み状況につきまして、係長からまとめて報告させていただきますけれども、その前に、本日の資料のことについて私の方からご説明の方をさせていただきます。

本日主な資料としまして、大きくはわけて 2 種類ございます。

一つが資料 3 にあります取り組み状況で、こちらの方は、昨年度の本専門部会でも使用しました資料をベースに、更新したものとなっております。

もう一つが資料 4 の取り組み状況になりまして、こちらの方は国が設定した様式となっており、各自治体に対して、照会がなされたものとなっております。

社会的養育推進計画の策定にあたりましては、国において策定要領が作成されておりますが、その中で、計画の進捗を評価できるように、国においては必要な指標を提示し、毎年、計画の各取り組みの指標を取りまとめることとされております。

昨年度に開催いたしました、本専門部会において、評価指標についていろいろご意見をいただいたところであり、国から示される指標を用いながらと考えていたところですけども、国におきましてはこの 1 月の下旬に、この策定要領に基づき、資料 4 にあります様式をもって、各自治体に対して照会がなされた

ところとなっております。

何分、照会が直前となり、またこの国が示した様式の内容も含めて取り組み状況について 1 枚にまとめることがちょっと難しい内容でもあったため、本日は、令和 2 年度の取り組み状況の資料としては 2 種類ある状況となっております。

ただそれぞれの資料につきまして、大きな項目となります 1 番の「当事者であるこどもの権利擁護の取り組み」から、最後の 9 番の、「児童相談所の強化等に向けた取り組み」まで、項目が 9 つありますが、この項目のくくりは同じにしておりますので、項目ごとに、それぞれの資料を見ていただければというふうに思っております。

また市がとりまとめた資料 3 の資料につきましては、国の様式だけでは具体的な取り組み状況がわかりませんので、引き続き昨年度、本専門部会で使用した資料をベースに作成しております。昨年度からは、実績について数値化できるものはできるだけ数値化し、また令和 2 年の実績とともに、前年度の実績がどうだったかわかるように、〈 〉書きで令和元年度実績を追記し、またそれぞれの取り組みごとに評価欄は設けておりませんが、それぞれの項目ごとに計画上記載している目標を記載させていただいております。

それでは具体的な取り組み状況について資料に沿って係長から報告させていただきます。

○事務局（岸本係長）

～資料に沿って説明～

○部会長（前橋委員）

ありがとうございました。

説明がありましたけれども、各委員の先生方、ぜひご意見いろいろとお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

○福田委員

ご説明どうもありがとうございました。

まず一つ目です。一番の当事者であるこどもの意見表明を行っているかどうかで、行っていますよとのことです。

具体的な令和 2 年度の中身を確認しますと、権利ノートについて、歴史的にはできた時に意義深いものだったと理解しておりますけれども、今後継続していくにあたって多分ここで求められている意見表明の支援というのは、積極的に、こどもが意見聞いてくれているなっていうことをわかるような取り組みっていうものが求められるのではないかなというふうに思いました。

もしかしたらその施設ごとにはもう、そういったことをやっているところもあるのかなというふうに思って、もう少し書き方の工夫があると、もっと明確になるのではないかと思います。

二つ目ですけども、里親委託推進に向けた取り組みの中で、乳幼児里親委託率について、家庭養育優先理念というところで、実際その 0、1、2 いわゆる乳児であっても、家庭養育っていうものが優先されているのかどうか、確認させていただきたいと思います。

三点目、パーマネンシー保証としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取り組

みについて、養親希望者募集のあり方の検討の中で、促進協会の愛の手運動、非常に歴史のある意義深いものだと思います。一方でかなり活動が限定されているのかなというふうに思っていて、今後より一層、特別養子縁組を進めるにあたっては、養親希望者のあり方、募集のあり方についての検討が必要なのではないかと思っています。

四つ目です。こども相談センター児童福祉司による特別養子縁組の推進で、施設から特別養子縁組を前提とした里親委託というものが進められていると理解しましたが、ここで、里親の元から里親の元へ養子縁組で措置変更というものがあるのか、そういった取り組みが行われているかを教えていただきたいと思っています。

○部会長（前橋委員）

どうもありがとうございます。

今の点、4点について事務局の方で、わかりますでしょうか。

○事務局（森川課長）

1点目ですが、こどもの意見表明につきまして取組のところをもう少し書き方の工夫をされた方がいいという話があったかと思います。施設の方でも色々こどもたちの意見をきき、汲み取っていただいたり、またもちろん児童相談所におきましても、措置決定とか、そういった時にはちゃんとこどもの意見も聞いて取り組んでいるところとなっておりますので、こどもの意見をきっちり聞き取りしているということにつきましては、書き方の工夫も含めて、今後また検討していきたいと思っています。

○部会長（前橋委員）

特に意見表明というのは、こどもの権利条約についての重要なポイントになってくるところで、今後の国の方向としても、意見表明の確保という保障というのが非常に大きなところになってくると思いますので、その辺についても留意していただければと思います。

○尾瀬課長

福田先生からの質問につきましては、どちらかというと、こども相談センターに関係することかと思われます。まず乳幼児の里親等委託率のところ、家庭的養育優先の理念に基づいて、3歳2歳のこどもについて、里親委託を優先的にされているのかというご質問だったかと思われます。

当然私たちも、早い段階から、里親さんに活動していきたいという思いは、児童相談所としては強く持っているところです。

一方、委託率全体は、令和2年度に19.3に対して、0歳から6歳児までは16.9ということで、全体における乳幼児の率というのは低くなっているというところがございます。

0歳、1歳、2歳の乳児を見ていただける里親さんが少ないというところもありますので、センターとしてはここが課題というところになっております。

今後、次年度も含めて、特に0歳、1歳、2歳のこどもを受けていただけるように、どのような対策を練っていけばいいのかというところを、常に検討している現状になっております。

パーマネンシーで、家庭養護促進協会の愛の手が、養子縁組の里親さんを探すにおきましては、愛の手

の掲載というところを第一次的に進めているところです。

広く募集をかけていますが、やはりこどもの性別であるとか年齢であるとかにおきまして、うまくマッチングがいかないと、いうようなこともございますので、そういう意味では、愛の手で難しい場合は、他府県の児童相談所の方を求めたり次の対応を今、しているところでございます。

家庭養護促進協会とも、今後、今までのあり方でいいのかどうかということを含めて、協議が必要かなと思われまます。

○岸本所長

里親から、特養の里親への措置変更というのは、これまで例はございません。

その理由は、先輩の福祉司から聞いているのですけれども、養育されていますと、里親さんとの愛着が非常に強く形成されると。それを一旦ゼロにしてまた、特養の里親さんと愛着形成するっていうのは、非常に子供にとって混乱を生じるということで、これまでもやっておりませんし、現在のところ選択肢としてはございません。

ただ将来的に絶対しないかということ、他の児相ではされているというのは聞いておりますので、しないというわけじゃないんですけれども、現時点では対象とはしておりません。

乳幼児の里親委託率が低いというご指摘ですけれども、一つには私どもやはり、援助方針会議にあげる時に、3号措置とする場合に施設養護にするのか、家庭養育にするのかというのは、チェックしております。やはり保護者の意向とか、こどもの特性、里親委託のガイドラインに示されている里親委託に適するかどうかっていうところを厳密にチェックしております。

やはり特に乳児の場合ですね、親はこどもを取られると、里親さんを強く拒否されるというケースが非常に多いというのが我々の調査上も明らかになっておりまして、そのあたりが一つハードルかと思えます。特に0歳の場合、離乳食や夜中の泣きに対する対応であるとか、非常に負担が大きいと。

一方で乳幼児突然死症候群のリスクもあるということで、もしその乳幼児の委託、特に0歳児で進めるのであれば、そのあたりの対策なり、研修をよほどしっかりやらないと、安心して委託できないなと感じています。

1歳、2歳については、日中活動ですね、やはりずっと24時間、自宅で養育していただけるんではないんですけれども、やはり3歳4歳でも保育所入所とセットで里親さんに委託するっていうのがほとんど通例ですので、そのあたり、保育所の確保ということも一つネックにはなっております。

そのあたり、解決しながら、乳幼児の委託率を上げていきたいなと思っております。

○伊藤委員

乳幼児の里親への委託率の件ですけど、岸本所長からのお話の中で、やはり0、1、2歳を受けてくれる里親さんっていうのが、いろんな条件が整ってないと厳しいってことだったので、今後、来年度以降の社会的養育推進計画を進めていく中で、里親のリクルート、リクルートの中でやっぱりその新生児を含む乳幼児をお願いできる里親さんの募集をどう進めていくかっていうことも課題なのかなあというふうに思いました。

二つ目が、一番のこどもの権利擁護の取り組みについてです。こども相談センターによる施設への訪問調査、129件と件数がすごく出ているのですが、訪問しましたということだけではなくて訪問をして調査

したら、どんな内容の意見が多かったですかとか、こどもからの訴えとして、どんな内容が多かったというようなことと、それに対して、こども相談センターなり、大阪市がどうアンサーをしたのかっていうところはちょっと気になるなど。それを資料として出すとか、公表するかっていうところはまたちょっと別の問題があるかなと思うのですが、実績と今後の予定を考えるにあたって、やっぱりその件数だけではなくて、中身がこうプロセスとか中身がどうだったのかなっていうのはちょっと気になったりします。

三点目が3番、4番、里親等への委託の推進に向けた取組のところで、委託の件数が何件から何件に増えたとか何%になったっていうことで非常に達成率が高いとか、また、着実にパーセンテージが上がって、達成したとはわかるのですが、やっぱり出口が大事かなと思って、委託した後、解除までの期間はどうかとか、委託解除の理由とか、というところはちょっと気になっています。関連して、入所期間、これは施設のどこだったかな。6番の⑱で、施設の入所期間別のこども数を別紙で示していただきました。

これ現時点での3月1日時点での入所しているこどもたちの、入所期間別に表をまとめてもらっていますが、例えば今年度、施設を退所したこども、里親を委託解除されたこどもが何件なのかっていう、委託解除、措置解除の件数、今年度のと、その内訳としての解除理由ですね、家庭復帰なのか、委託から解除までの期間、解除の理由、委託解除先の生活先でもいいのですが、そういったその出口がちょっと気になるかなと思って、コメントしておきます。

里親についても施設についても、委託の期間、委託の理由とかってところが、情報としてあったら嬉しいなというところで今年度退所とか措置解除になった子がどういう形だったのかっていうのをちょっと気になっています。

○部会長（前橋委員）

こども相談センターの方から、例えば訪問調査であれば、こういうような特徴があるとか、或いは、入所期間、解除理由など、児童養護施設等の調査でそういうのは、なかったですか。

○岸本所長

すみません。手元に資料がないです。

○部会長（前橋委員）

何かそういうような、5年に一度の調査があったと思いますが。

或いは、今日の調査でも、退所後の把握の問題もあがっていたと思いますのでそことも関連するかなとは思っているのですが、何か、コメントでも結構だと思うのですが、いかがでしょうか。

○中西委員

乳幼児の立場からお話させてもらって、乳幼児の里親委託率が低いということもあるのですが、例えば措置されて、お母さんとなかなか連絡が取れないとかで年月が経ってしまうというケースはありまして、もう少し早くなれば、家庭引き取りとなるのか里親委託となるのかということら辺は、もう少し親へのアプローチというところを、何とかならないかなあと思っているケースもあります。保護者支援という

ところでもう少しかなかなということを考えています。

それから権利擁護では例えば養護施設のほとんどを、中高生以上が半分以上になっておりまして、自立支援会議にこどもが参加しているかどうかというところは、うちの施設ではなかなか、そこができなくてですね。

こどもの意見も含めて、これは各施設の問題だと思うのですが、しっかり会議の中に、入れながらできるように、そういう観点が必要なかなというふうには、常日頃思っています。

○部会長（前橋委員）

施設からの立場として、委託率の向上というのは施設としても考えてもなかなか連絡がつかなければ動かないというところの、或いは権利擁護についても、支援会議への児童の参加そのものがまだまだ少なくて、施設の側でも、これからの努力目標というか、努力の必要な部分ではないかというようなご意見だったと思います。

○梅原委員

里親の現場からの、気になっているところをちょっと聞きたかったり、意見を言わせていただきたいと思います。

フォスタリング機関の方が、研修事業を登録里親やファミリーホームの従事者に対してのアンケートをとりながら、スキルアップ研修の計画を立てるというところですけども、ファミリーホームの援助者の方の研修というのも入れていくべきじゃないかなというふうには思っているのです。

やはり援助者の方も、こども達と接していくというのは、実際でもかなりの時間帯があるわけですし、難しいこども達が多い中で、援助者の方々の研修というのがないのです。

援助者とこども達との関係がなかなかうまくいかないんだというところを研修等で補っていきなさないといけないのではないかと非常に思っているところです。

それから、養子縁組成立後の支援ですけども、これも、養子縁組の全国の方とお話をする機会があるのですが、養子縁組が成立してしまうと、そこで支援がもう終わってしまうと言いますか。

相談とかですね、いろんな支援をもらいたいのですけれども、そこでストップしているというところもあるので、養子縁組の里親さん同士、グループを作って、特に福岡なんかは、養子縁組のそういうグループを作ってですね、お互いに、情報を共有したり、いろんなことをしておられるのですが、やっぱり行政の立場でいろんな支援をしていかないかのじゃないかなというのと思うのです。

○部会長（前橋委員）

一点目ですね、ファミリーホームの援助者に対する研修というのが、現在は体制に入っていないのですかね。

それから、養子縁組成立後の支援というようなことで、もう少し他府県なんかは、積極的に養子縁組後の支援を行っているところもあるように、聞いている、そういうようなことも話題になっているので、その二点です。

お願いできますでしょうか。

○尾瀬課長

中心となるファミリーホームの養育者のみならず、やはり援助者の方につきましても、日常生活、こどもさんを見ておりますので、その援助者の方のスキルアップっていうのは非常に大事なかなというふうに思っております。

今年度から、この研修の部分につきましては里親支援機関さんのところで、委託をしております、スキルアップ研修を開催させていただいたところでございます。

次年度も同様に研修を開催していただく予定になっておりますので、ファミリーホーム養育者のみならず、この補助者の方につきましても、参加対象という形で広げながら、受講していただければというふうにも思っているところです。

また、先ほど養子縁組の交流事業というところで、行政として直接の相談対応は0件だったということですけども、こちらの事業につきましては、現在、家庭養護促進協会のところに、業務委託をしております、今の段階では、そちらに相談であるとか、交流事業というところを、今お願いしている現状でございます。

○梅原委員

特別養子縁組されている方々というのは本当に非常に困っておられる方も結構いまして、こどもとの関係がなかなか、もちろん作れてはいるのですが、やはり難しいこどもさんもある。また発達障がいの子どもさんもたくさん養育されているという中で我々、里親会のオンラインの中にもどんどん入ってこられて、そういういろんな話を聞かれていますのですけれども、そこで、非常にほっとされているというところがあるのですけれども、やっぱりこういういろんな支援をそこに入れてあげないと、大変な状況になってしまうのではないかなと思います。

それを家庭養護促進協会に、委託しているということですけども、果たして家庭養護促進協会に相談ができるのかどうかっていうのも、ちょっとどうなのかなというふうに思ったりしたのですけれども、今後よろしく願いしたいと思います。

○岸本所長

こどもの発達のことなどであれば、普通の親子と一緒になので、住まれている地域の児童相談所とか、市町村の窓口とかで相談いただくっていうのは、されると思うんですけど、例えば、真実告知の在り方とかでいきますと、家庭養護促進協会は相談にも応じておられますし、今後我々も民間フォスティング機関に支援を含めて委託はしていきますので、そういった中では相談する先を増やしていくっていうことは、可能かなと思います。

あと、大阪市の場合は、すべての乳児院と児童養護施設に、里親支援専門相談員をおいておりますので、そこから、縁があって行かれたお子さんについては、アフターケアの一環として、していただくことも可能にはなってくると思うのですけど。どこが一番、その方が相談しやすいかというところと、そういったところで相談できるという情報提供をしようかなと思います。

○部会長（前橋委員）

情報提供もしながら、相談をうけることができる窓口をできるだけ選択肢として増やしていく、かつ、

縁組成立後もアフターケアとしてそういうような、それぞれの機関ができるだけ協力していく、そういうようなことも含めて、支援の体制を考えていくということが必要かなというようにところでしょいか。

○西村委員

意見表明権のところですけど、基本的には中核になるのは多分自立支援計画のところに、こどもの意見が、ちゃんと反映されているというふうに子供が思えるかっていうところが、一番のポイントかなと思います。

作るに当たって、こどもの意見は聞いていると思うのですが、それがこどもの実感として、自分の意見が反映されている、もしくは、言ったが、今回はちょっと難しかったのだなあというような話がちょっと納得いく形で返されるということがいるかなと思います。

それをしようと思うと、多分、システムみたいなものを、こどもが支援計画作るところの、何かどこか会議みたいところに、出てきて言えたり、やった感があるかのような枠組みがいるのではないかなと思うので、そこは検討して欲しいなと思います。

あと、施設の場合は、センターが作成される援助方針に基づいて、施設で自立支援計画を作るのだということみたいですけど、援助方針っていうのは、個別のこどもの援助方針という理解でいいのですね。

そしたらやっぱりせつかく援助方針を作ってくれているわけだから、それは施設で自立支援、二つの機関が、情報聞いていて作っている感じになっているのですけど。

そのこどもが、児相にもしゃべった話は児相の話としてこういうふうに反映されている、施設の先生に言った話は、こういうふうに反映されているというのが何かわかる格好になっていたらいいなと、現実になっていたらいいのですが、だったらいいなというのが、一つ目の意見です。

あと、アドボカシーの絡みで、堺とかで議論しているのは、弁護士とかが、定期的に行ったりとかして話聞くみたいなシステム作れないかとちょっと投げかけられて、どんな感じでしょうという話はちょっとやっているのですけれど。

大阪市の方は、第三者が入ってきて、こどもの話を聞くというシステムみたいなのは検討されているのかどうか。

もう一点、虐待啓発の DVD をこどもたちに、学校に送って、授業してもらっているというところの DVD の内容が、どんな内容かなというのがちょっとわからなかったのので、教えて欲しいなと思います。

三番目のところの、今度は、体罰によらない育児の重要性について、研修を実施して、子育て相談に対応するところの、体罰によらない育児が大事というのはわかるし、大概の人はそうだよねっていう話にはなると思うのですけど。じゃあ、どうするかというところが、多分一番問題になってくるのですけど、その辺の話まで踏み込んだ研修になっているのでしょうかという質問です。

○部会長（前橋委員）

意見表明についての自立支援計画を作る場合の枠組みみたいなものとか、或いは、アドボカシーの確保というようなことで、第三者的な支援者の想定とか、啓発 DVD の内容、体罰によらない育児についての啓発あるいは、研修についての内容ということですが、いかがでしょうか。

○森川課長

アドボカシー、こどもの意見を代弁する意見表明支援の件ですけれども、国の方で法改正がされまして、そのこどもの意見表明を支援するための体制整備に努めるというふうにされておりまして、この意見表明支援事業については、法施行自体は令和6年の4月1日施行となっています。今国におきましては補助金事業として、モデル事業をしているところです。

そのモデル事業を踏まえて、この意見表明支援員について今出ているのが、こどもの福祉に関し知識や経験を有する方っていうのは出ているのですけれども、こういった機関が担うかという考え方のところで、法の施行までに国の方でモデル事業の実証を踏まえて、またお示しするという事で、この前の全国児童福祉主管課長会議の資料には書いていましたので、そういったことも踏まえながら大阪市として、そうした仕組みの構築についても検討していきたいと考えているところです。

堺市が弁護士、検討されているという話が出ていましたが、実際、兵庫でしたかね、一時保護を決定された方については今年度から、弁護士さんが始めているということも聞いていますので、そういった状況も調査しながら、また今後、大阪市として仕組みの構築についても検討していきたいというふうに考えているところです。

それとDVDのご質問ですけれども、去年児童虐待防止啓発事業ということで、授業に活用するためのDVDを作成しています。

DVDの内容としましては、子供のお子さんも小学低学年、高学年、中学生がいますので、それぞれのある程度の内容を分けた形で、3種類ほど作りまして、基本的にはまず児童虐待、虐待とはどういうものかとか、虐待ってということがわからずに虐待を受けてしまっている子どももいますので、そういった虐待がどういったものかとか、また相談先がどういったところがあるかとか、自らがそういった虐待を受けたときに相談ができるよう、相談先のところに、学校の先生とか相談先とかを紹介してまして、そういうような内容になっています。

体罰に寄らない研修の内容的なところですけども、こども相談センターや、区役所の職員の方を対象に研修をしていますが、実際具体的なケース事例を取り上げまして、職員が前に出て、保護者役や、相談を受けた役とか、そういった事例を、実際のシミュレーション（ロールプレイ）をしながら、こういったご相談があったときに、こういった対応をとった場合など、そういった具体的な事例を示しながら、研修をしているところになっています。

○部会長（前橋委員）

自立支援計画のことについては先ほども中西先生からのお話もありましたけれども、これは研究課題というか、今後どのような形で、それを広げていったということは、施設現場の方でも、いろいろと考えていただくというようなことではないかなというように思っております。

○西村委員

自立支援計画で絞って言ったのですけど、この周辺部分の話でいくと、例えばこどもが施設とかで不満があって、して欲しいことの意見が出たり、もしくは施設から、極端な場合、一保してとかいう話の時にこどもに働きかけて指導するとかいう話になったりとか、いろいろこどもとの間でやりとりをする場面とか、あると思うのですけど。

それもある意味、自立支援計画の中間じゃなくて、何かそこから派生した問題点だからもうちょっと広

がりを持つのですが、そこで多分話は、運用的にはやっていると思うのです。

これはどういうことがあって、あかんかったのか、しんどくなっているのはどうやこうやとかでこどもの意見を聞きながら、こんなんでできるか、あんなんでできるかというようなことをやりながらやっているのですが、そういう、個別の会議みたいな、こどもの支援会議みたいな感じの位置付けで育てていけないかと、それが結局、自立支援計画のところ、反映していくような会議に育つのではないかなと思っています。

みんなの、実際やっていることを、この支援計画のところの会議のところ、なるような枠組みに練り直すと、なんかこう現行の制度の中でもつくれるのではないかなというのが、僕の意見です。

ちょっとそこを意識してもらって、作っていってもらえたらと思います。

○部会長（前橋委員）

今後についてのいろいろな課題とか、例えばリクルート、それからリクルートした方への要請、或いはそういう研修の内容とかですね、そういうふうなところについても、課題として、たくさんのご意見をいただきましたので、ぜひその辺については、活かしていただければなど、いうように思います。

それでは一応、議題の2については、終了とさせていただきたいと思います。

議題の3について、事務局の方からお願いします。

○司会（田中課長代理）

本日、会場にお越しにいただいている委員の先生方にはお手元に、こども青少年局こども家庭課が作成しましたオレンジ色の冊子、「就学前施設における児童虐待の未然防止早期発見について」を、お配りしております。

ウェブでご出席いただいている委員の皆様には、後日、参考にご送付をさせていただきます。

○事務局（青柳部長）

補足させていただきます。これは、先ほどの児童虐待のDVDと同じように、大阪府、市、堺市で、ここ数年、児童虐待防止の推進会議を開いていまして、その中でいろんなアイデアが出てきた中で、きっかけとしまして、非常に人の入れ替わりが多い認可外保育施設などが主にイメージされているんですけど、その保育者とか、専門職への周知が、こういう児童虐待の防止に、情報の取り扱い方とか、強化が必要じゃないかということで、関係機関の連携強化事業として取り組むべしということで課題に挙がっていたので、この機会と思って、紹介させていただきました。

○福田委員

先ほど私、乳幼児の里親委託の件について幾つか意見させていただきましたけども、それについて前向きな回答がなかったかなと思いました。

こどもの意見表明についての議論もありましたけども、乳幼児がやはり自分で意見を表明することが難しいと思いますので、それを代弁するのは我々の役割だろうと思っています。

国際的にも、法的にも、乳幼児の里親委託を進めるべしということが明らかですので、それをできない理由を上げることによって、やらない、できないで切ってしまうのであれば、私がここに来て、意見させて

もらう意味合いっていうものは、ないのかなと、思っておりまして、実践レベルでも、里親委託の推進に向けた、あらゆる努力をすると、いうことを言っていたか限り、今回ここにきた意味がないのかなと、思っております。

その辺について、しっかりとした市の見解をお伺いしたいなと思います。

○岸本所長

進めないとかは全然思っておらず、課題があるので、それは解決しないと、安心して里親委託に進められないっていう、その懸念の方がちょっと、現実大きいというところです。もちろん目標数値も掲げておりますし、理念も当然我々職員一人一人、承知しておりますので、それはちょっと時間がかかるけれども、やっていきたいということです。やらないってことでは決してありません。

ただ一方で、非常に対応の難しい保護者が多いのも現実ですので、そのあたりでどうやって進めていくのかっていうところは、今後の課題だと思っています。

ただ、府でも堺市でも大阪市でも、乳幼児を委託して、虐待ではなくて事故で亡くなっている事例があります。

やっぱり事故防止の観点というのは外せないので、そこは、乳児院のノウハウであるとか、先行して実施されている自治体の取り組みなどを聞きながら、慎重に進めたいなと思います。

それとやっぱり、保護者の方が里親が嫌と言われた方が本当に多いです。

里親と出ただけでも泣いて拒否された保護者の方もおられたのも事実なので、そのあたりはやっぱり保護者の心情というのも一定配慮しないといけないのかなっていうのは、これはもう現実の問題としてあるというのも、ご理解いただきたいなと思います。

○部会長（前橋委員）

これは、本当に難しい問題ですね。そのバランスをとりながらいかに進めていくか。

本当に一方だけの利益で進めていくということができないと、そういう状況であるということもまた、現実的にはいろいろあると思います。そういう意味では、措置すべき機関、或いはそれを受けるべき機関、それぞれで、非常に、一つ一つそういう、ものを潰していくというのか、そういうような努力はこれから必要になってくるのかなと思います。

一般的な啓発だけではなく、個別にそういう、課題を潰していくということも必要だと、いうふうには思います。

全体としては当然進めていただくという理念と方針をもとに、取り組んでいただくと、いうことだとは思いますが、非常に難しい問題であると、いうように考えております。

○西村委員

里親が、親の方が里親は嫌という話は多分、乳児など小さな子に限らず、全体の課題として、多分あるかなと思っています。

乳児など、低年齢になればなるほど、今度は事故リスクがあるという話もわかります。ただ、もしそうであるなら、何歳などの分けができないかなと思います。

何ヶ月ぐらいまでのところがリスクが高いとか、何ヶ月以降だったらもうちょっと落ち着くとか、もし

かして差があるのだったら、その差に応じて考えると、もう少し議論を緻密にしてもらった方がかみ合うかなというふうに思いました。

○岸本所長

大阪市の場合、保育所の待機児はかなり減りましたが、すぐ年度途中に入れるかといわれると、なかなか厳しくて、例えば4月とか一斉入所のときに、空きがあったら入れるみたいな、であれば委託できるっていうところもあります。

○伊藤委員

今の点に関連して、その社会的養育の推進計画なので、社会的養護だけでなく、その区、各区における子育て支援の体制とかの整理も内容の中に入ってくると思うのですが、今おっしゃられたような保育所の問題とかも、待機児童の問題とかも、例えばその地域の小規模保育事業をどうやって増やしていくかっていうようなところと、フォスタリング機関の業務の中に、里親さんへの精神的なサポートとかだけではなくて、実務的なサポートっていうことも入っているのですね、ガイドラインの中に。なので、保育所の利用がないと、保育所の利用ができれば、こどもを受ける養育を受託することができるっていう里親さんが多いのであれば、そこをセットでお願いできるような仕組みを区の子育て支援のセクションとも連携しながら、やっていく必要があるのかなあということを思いました。

あと、認定こども園とか、認可保育所に入れない場合も、そのファミサポであったり、別の子育て支援のサービスを使いながら、空きを待つというようなこともあろうかと思うのでその辺りの社会的養護とその地域の子育て支援との連携の強化みたいなところを視野に入れていった方がいいのかなあというふうに思いました。

○部会長（前橋委員）

それではそろそろ、今日の議論はこれぐらいで終了にして、今上がってきた意見をぜひ活かしていただくように、この計画を推進していく点では、ぜひお願いしたいというように思っております。それでは、本日の社会的養育専門部会について、これで終了したいと思います。

○司会（田中課長代理）

前橋部会長、ご進行ありがとうございました。

本日は、委員のみなさまにはお忙しい中ご審議いただきましてありがとうございます。

本部会で頂戴しましたご意見等を踏まえまして、今後とも本市の社会的養育推進計画を推進してまいります。本日は、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、「令和3年度第1回大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会」を閉会いたします。ご出席の皆様、誠にありがとうございました。